

## 島根県公安委員会表彰規程

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別及び対象)

第2条 表彰状(様式第1号)は島根県警察の職員又は所属、感謝状(様式第2号)は警察部外の個人、団体又は機関で、それぞれ次の各号のいずれかに該当するものに対して授与するものとする。

- (1) 地域の安全確保のため、顕著な功労があると認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会が必要であると認めるもの

(死亡又は退職時における表彰)

第3条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にかかのぼって表彰することができる。

(副賞)

第4条 表彰には、副賞として賞金又は記念品を添えることができる。

- 2 前項の副賞の額の基準は、別表のとおりとする。ただし、特別の必要があると認める場合は、基準の5倍の額まで増額することができる。

(調査)

第5条 公安委員会は、第2条各号に該当すると認めるときは、表彰の対象、功労の概要及び部内外に与えた効果又は影響等について調査するものとする。

(表彰の決定)

第6条 公安委員会は、前条の調査に基づき、表彰審査表(様式第3号)により審査した上、表彰の適否について決定するものとする。

- 2 公安委員会は、審査の結果を本部長に通知するものとする。

(記録)

第7条 公安委員会は、審査の結果等を表彰台帳(様式第4号)に記録するものとする。

附 則 (平成14年4月16日島根県公安委員会規程第6号)

この公安委員会規程は、制定の日から施行する。

別表（第4条関係）

副賞の金額の基準

表彰の種類	表彰の対象	副 賞 の 額	
表 彰 状	個 人	1人当たり	5,000円又は相当の品
	所 属	1件当たり	10,000円又は相当の品
感 謝 状	個 人	1人当たり	5,000円又は相当の品
	団体・機関	1件当たり	10,000円又は相当の品

様式第1号〔略〕

様式第2号〔略〕

様式第3号〔略〕

様式第4号〔略〕